

# 一般社団法人 日本リラクゼーション業協会 入会申込書（正会員）

入会申込日 平成 年 月 日

一般社団法人 日本リラクゼーション業協会 殿

当社は、日本リラクゼーション業協会の趣意、目的に賛同し指定提出書類を添えて入会を申し込みます。  
入会後は、当協会が定める下記の倫理規定、及び別紙記載のサービス基準を遵守します。万一これに違反する場合は当協会の行う処置に従います。

## 《正会員提出書類》

### ○法人の場合

- ・入会申込書(正会員用)・サービス基準確認書・サービス基準遵守自己チェックシート・会社案内・サロン案内(メニュー等が分かるリーフレット・ちらし)・求人ちらし
- ・履歴事項全部証明書・印鑑証明書・研修の内容が分かるカリキュラム等(※研修機関がある場合)・店舗内外装の写真

### ○個人の場合

- ・入会申込書(正会員用)・サービス基準確認書・サービス基準遵守自己チェックシート・サロン案内(メニュー等が分かるリーフレット・ちらし)・求人ちらし・印鑑証明書
- ・身分証明書(顔写真のある運転免許証等)・研修の内容が分かるカリキュラム等(※研修機関がある場合)・店舗内外装の写真

30店舗以上

29店舗以下

※いずれかにチェックを入れて下さい。

フリガナ					
法人名/屋号名					
フリガナ					
代表者/事業主					
フリガナ					
本社所在地/店舗所在地	<input type="checkbox"/> 会社 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				
	<input type="checkbox"/> 店舗				
	<input type="checkbox"/> 自宅				
	代表電話		FAX		
	代表E-MAIL				
	代表者携帯		代表者E-MAIL		
担当者連絡先	電話				
	担当部署		担当者氏名		
	E-MAIL	※ご担当者様のメールアドレスをご記入下さい。			
提供しているサービス (サービスの売上構成)	<input type="checkbox"/> ボディケア ( ) %	<input type="checkbox"/> フットケア ( ) %	<input type="checkbox"/> オイルトリートメント ( ) %	<input type="checkbox"/> タイ古式 ( ) %	<input type="checkbox"/> ハンドケア ( ) %
	<input type="checkbox"/> ヘッドケア ( ) %	<input type="checkbox"/> アカスリ ( ) %	<input type="checkbox"/> ストレッチ ( ) %	<input type="checkbox"/> エステティック ( ) %	<input type="checkbox"/> ( ) %

## 日本リラクゼーション業協会 倫理規定 / 2007年12月11日制定

- 第一条 会員は、別に定める定款に則り誠実に活動しなければならない。
- 第二条 会員は、医師法・薬事法・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師等に関する法律及びその他の関連法令などの法律を遵守しなければならない。
- 第三条 会員は、本入会申込書裏面に記載する当協会が定めたサービス基準に則ってサービスを提供しなければならない。
- 第四条 会員は、消費者の利益を最大限に実現しなければならない。
- 第五条 会員は、当協会の運営にあたり、最大限の協力を惜しまない。
- 第六条 会員は、当協会の運営において知り得た情報については秘密を守らなければならない。
- 第七条 会員は、定款に定めるリラクゼーションの定義に則ったサービスを行うこととし、広告やオペレーションにおいてもマッサージなど治療行為と思わせる表現をしてはならない。
- 第八条 会員は、不当な報酬を求めてはならない。
- 第九条 会員は、当協会が定める費用などの負担金を支払わなければならない。
- 第十条 会員は、本規定、定款、サービス基準に則り、当協会の発展及び他の会員との協調に努め、業界の発展に貢献しなければならない。

私はこの倫理規定を理解し、誠実に事業活動及び会員活動をいたします。

会社名 \_\_\_\_\_

(印)

代表者名 \_\_\_\_\_

【入会書類送付先】

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-4-18 第3アマシンビル8F  
一般社団法人 日本リラクゼーション業協会事務局

# 一般社団法人 日本リラクゼーション業協会

サービス基準確認書/ 2007年12月11日制定  
2012年 9月 1日制定

## ■会員規則の作成目的:リラクゼーションとは?

当協会が定める定義は『リラクゼーションとは、心と身体の「休養」「気晴らし」「緊張の緩和」のことをいい、リラクゼーションサービスとは空間演出などで人間の五感に安らぎを与え、心をリラックスさせ、身体へは手指などを使って心と身体が日々緊張から解放される時間を提供することをいう。』としています。私たちが顧客に与えるべき価値は五感への安らぎ、リラックス、ストレスからの解放であるといえます。マッサージなどに代表される治療行為とは全く異なるサービス価値を提供するものです。顧客を混同させるような表現は一切使ってはなりません。リラクゼーションによる顧客満足に対する誇りを持ち、会員規則を遵守して、業界の統一をはかり安全かつ安心なサービス業として異なる認知を広げて参りましょう。

## ■広告規則

### □呼称の統一

- ・ 当協会では、リラクゼーションサービスを提供する店舗の呼称を「リラクゼーションスペース」に統一する。
- ・ 当協会では、リラクゼーションサービスを提供する者の呼称「リラクゼーションセラピスト」に統一する。

### □マッサージ表現の禁止

- ・ 宣伝広告、求人広告などのいかなる広告において「マッサージ」の文言を使用しない。「マッサージする」など動詞として使用する場合も同様として禁止する。

### □治療を思わせる表現の禁止

- ・ 宣伝広告、求人広告などのいかなる広告において治療を思わせる表現及び混同させるような表現を使用しない。「治す」「治る」などの表現や、症状を例に挙げて如何にも治るかのような表現も同様に禁止する。

### □サービスの時間と価格の表示

- ・ リラクゼーションサービス提供時間とその価格を明示すること。

### □スペース認定書及び協会ポスターの掲示

- ・ リラクゼーションスペースでは啓蒙活動のポスター並びにリラクゼーションスペース認定書を掲示する。

## ■技術行為規則

### □当協会は以下の施術法を危険な行為として禁止する。

- ・ 瞬間的に強く圧力をかける手技(厚生労働省の指導による危険行為として禁止する)
- ・ 骨格矯正、脊柱に対するスラスト・アジャスト施術(厚生労働省の指導による危険行為として禁止する)
- ・ 外傷を残す行為(医師法17条による外科的手術行為に該当するため禁止する)
- ・ その他、危険と思われる行為。

### □当協会は以下の施術法を注意が必要な注意行為として会員に注意を促す。

- ・ 足で踏みつける施術(過剰刺激によるトラブルの可能性があるため)
- ・ 肘の先、膝の先を使って行う施術(過剰刺激トラブルの可能性があるため)
- ・ 男性が女性を施術するときとして、鎖骨下筋、肋間筋、大胸筋(セクハラトラブルを引き起こす可能性があるため注意を促す)
- ・ 異性を施術する時として、大腿部内転筋、鼠蹊部から10cm以内(目安)の部分(セクハラトラブルを引き起こす可能性があるため注意を促す)
- ・ 器具を用いて行う施術(原則的に手技によるハンドテクニックを主体とする)

## ■サービス提供対象規則

### □施設賠償責任保険(生産物危険担保特約付帯)の加入

- ・ 当協会が定める施設賠償責任保険(生産物危険担保特約付帯)または協会の認定した施設賠償責任保険に加入していること。

### □体調確認シートの導入

- ・ サービスを受けるすべての顧客から協会が定める体調確認シートまたは協会が認定した体調確認シートを導入してサービスを提供する。

### □当協会では以下の顧客は、顧客安全確保のため、サービス提供を禁止する。

- ・ 発熱のある方
- ・ 多量の飲酒をされている方
- ・ ぎっくり腰、骨折、打撲、捻挫の方
- ・ 皮膚の炎症、及び感染症と思われる方(摩擦刺激により症状を悪化される恐れのある方)
- ・ 重度の骨粗しょう症の方
- ・ 心臓・脳血管障害の既往歴のある方
- ・ 現在通院中で医師の許可のない方

### □当協会は、以下の顧客は顧客の安全確保のため、サービス提供をする際の注意対象とする。

- ・ 妊娠中の方(妊娠初期は特に危険として注意を促す)
- ・ 術後間もない方

私は、上記会員規則を理解し、これを遵守いたします。

平成 年 月 日

会社名

代表者名

印

一般社団法人 日本リラクゼーション業協会  
サービス基準遵守自己チェックシート

チェック日 平成 年 月 日

会員企業名

■広告基準	OK	NO
①宣伝広告、求人広告などいかなる広告において「マッサージ」文言を使用していない（「マッサージする」など動詞も不可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②宣伝広告、求人広告などいかなる広告において治療と思わせる表現及び混同させるような表現を使用していない（「治す」「治る」などの表現や、症状を例に挙げて如何にも治るかのような表現も同様に禁止）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③提供しているリラクゼーションサービスの提供時間とその価格を、顧客が混同しない表記ができています	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■技術行為基準	OK	NO
①瞬間的に強く圧力をかける手技は提供していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②骨格矯正、脊柱に対するスラスト・アジャスト施術は提供していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③外傷を残す行為は提供していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④その他、危険と思われる行為はいずれも提供していない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤以下に挙げる注意を要する施術に対し、事前に注意を促すことができる ・足で踏みつける施術 ・肘の先、膝の先を使って行う施術 ・男性が女性の鎖骨下筋、肋間筋、大胸筋を施術する場合 ・異性が大腿部内転筋、鼠頸部から10cm以内（目安）の部分を実施する場合 ・器具を用いて行う施術	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■サービス提供対象基準	OK	NO
①以下に該当する方は、安全確保のため、原則としてサービス提供をお断りすることを店内や受付に掲示できている ・発熱のある方 ・多量に飲酒をされている方 ・ぎっくり腰、骨折、打撲、捻挫の方 ・皮膚の炎症及び感染症と思われる方（摩擦刺激により症状を悪化させる恐れがあるため） ・重度の骨粗しょう症の方 ・心臓・脳血管障害の既往歴のある方 ・現在通院中で医師の許可のない方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②①の以下の項目に該当がないか、受付時など施術前に確認ができています	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③以下に該当する方は、安全確保のため、サービス提供をする際に注意が必要であることを店内や受付に掲示できている ・妊娠中の方（妊娠初期は特に危険として注意を促す） ・術後間もない方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④③の以下の項目に該当がないか、受付時など施術前に確認ができています	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■協会保管資料（事務局に送付願います）	ある	なし
①求人広告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②販促チラシ（店内メニュー可）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ホームページ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④体調確認シート関連ツール（注意事項説明書等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤販促広告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■備考（相談・質問等）

上記の各事項を確認しサービス基準遵守自己チェックシートに記載しました。

平成 年 月 日

会社名

住所

代表者名

印